

**(3) 兵庫県 DV 防止・被害者保護計画（第
5 期計画）の策定について**

児童課

兵庫県DV防止・被害者保護計画の改定について(令和6年4月)

1 計画の位置づけ

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第1項に基づく基本計画
- (2) 県の基本的な取組みの方向を示した実施計画
- (3) 市町、民間支援団体などの関係機関等が取り組むべき基本的な指針(ガイドライン)

2 改定内容

大目標については、現計画の目標6項目を継承しつつ、法改正への対応(被害者の自立支援のための施策、国・地方・民間団体の連携・協力)として、目標を7項目と改正する。

小項目については、現行計画の課題を踏まえつつ、DV被害者へのきめ細やかな支援のため、以下の項目を追加・修正する。

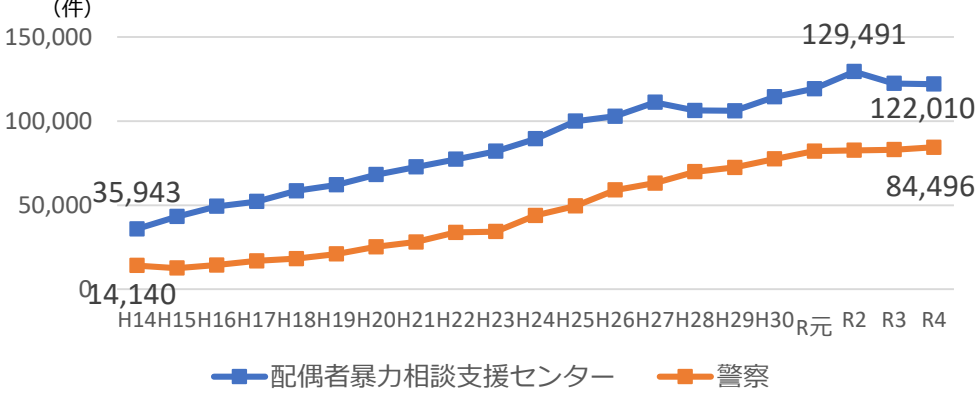
第4期計画【R1~R5】		
大目標		小目標
目標1	DV防止に向けた啓発・教育の推進	1 県民への啓発の推進
		2 DV防止に向けた教育の推進
目標2	市町のDV対策の促進	1 市町庁内連携体制の整備推進
		2 市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び相談体制充実への支援
		3 被害者支援に係る県・市町間連携の強化
目標3	相談体制の充実	1 県の相談体制の充実
		2 市町の相談体制の充実
		3 外国人、障害者、高齢者等に対する支援
		4 被害者の子どもに対するケアの充実
		5 苦情への適切かつ迅速な対応
		- -
目標4	緊急時の安全確保	1 早期発見・通報対策
		2 被害者等の安全確保対策
		3 一時保護対策の充実
		4 被害者等に係る情報の保護
目標5	自立支援の推進	1 自立に向けた生活支援、就労支援等
		2 施設入所・退所支援
		3 心理社会的な対応
		4 被害者の子どもに対するケアの充実
		5 住居確保支援
		- -
目標6	専門人材の育成と関係機関との連携強化等	1 推進体制の強化
		2 被害者支援に携わる人材の育成及び人材への支援
		3 民間支援団体等との協働・連携
		4 調査の推進
		5 将来の社会情勢の変化への対応
		- -



第5期計画(案)【R6~R10】		
大目標		小目標
目標1	DV防止に向けた啓発・教育の推進	1 県民への啓発の推進
		2 DV防止に向けた教育の推進
目標2	市町のDV対策の促進	1 市町庁内連携体制の整備推進
		2 市町配偶者暴力相談支援センターの設置及び相談体制充実への支援
		3 被害者支援に係る県・市町間連携の強化
目標3	相談体制の充実	1 県の相談体制の充実
		2 市町の相談体制の充実
		3 外国人や障害者、高齢者、その他配慮が必要な被害者に対する支援
		4 被害者の子どもに対するケアの充実
		5 苦情への適切かつ迅速な対応
		6 潜在的な被害者への対応
目標4	緊急時の安全確保	1 早期発見・通報対策
		2 被害者等の安全確保対策
		3 一時保護対策の充実
		4 被害者等に係る情報の保護
目標5	自立支援の推進	1 自立に向けた生活支援、就労支援等
		2 施設入所・退所支援
		3 心理社会的な対応
		4 被害者の子どもに対するケアの充実
		5 住居確保支援
		6 退所後の支援
目標6	関係機関・民間団体との連携強化	1 推進体制の強化
		2 関係機関との連携強化
		3 民間支援団体との協働・連携
目標7	専門人材の育成等、変化する社会への対応	1 被害者支援に携わる人材の育成及び人材への支援
		2 調査の推進
		3 将来の社会情勢の変化への対応

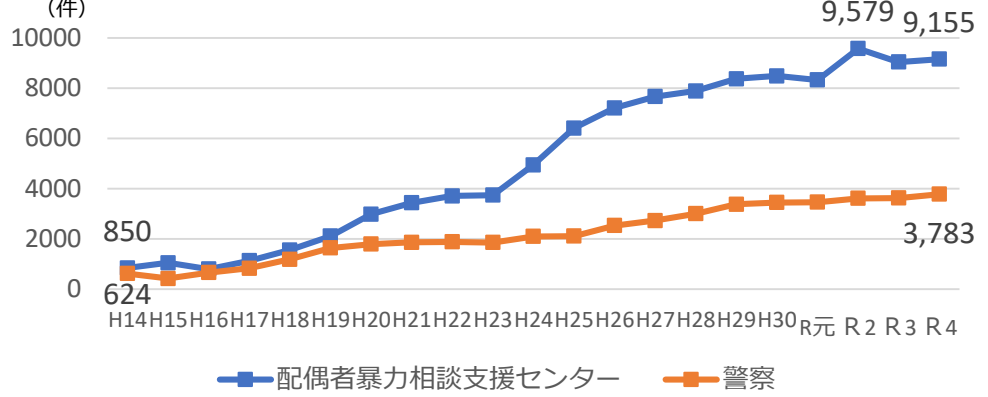
配偶者からの暴力相談等の現状

全国における相談件数の推移



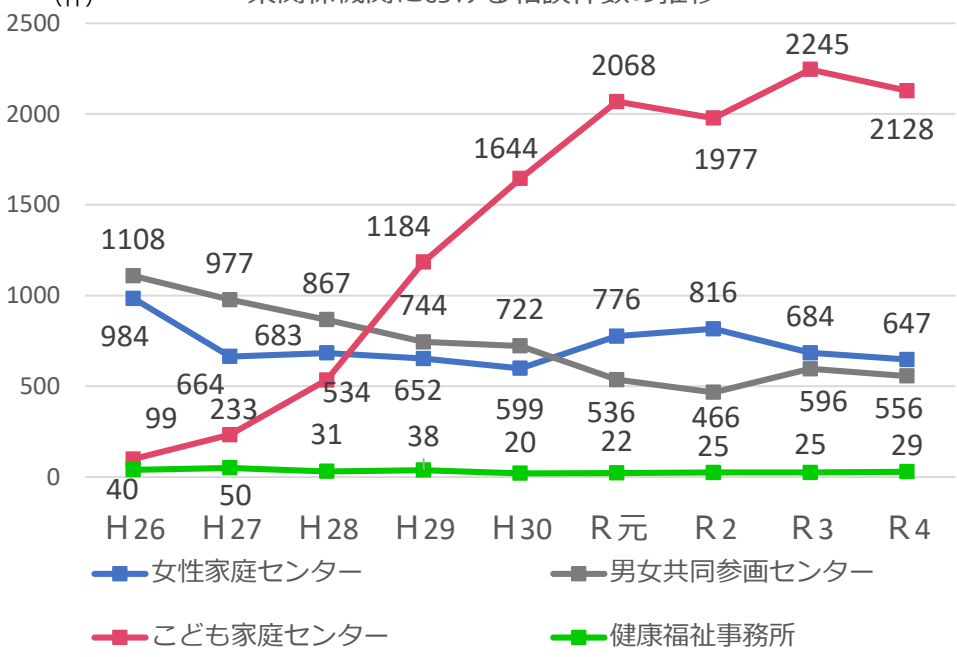
(注) 配偶者暴力相談支援センターは年度、警察は暦年で集計

兵庫県内における相談件数の推移

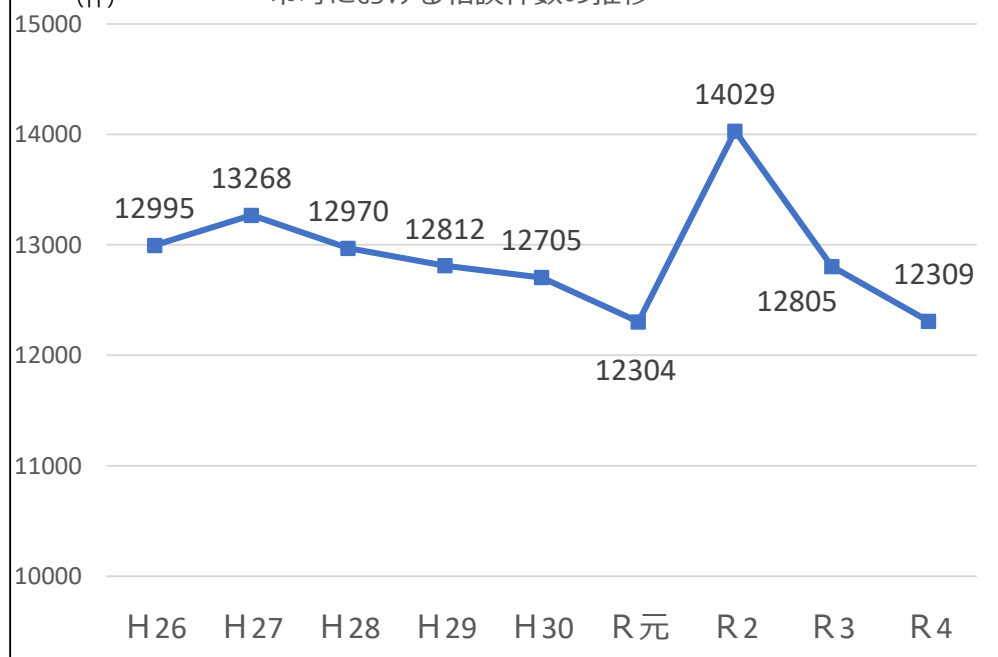


(注) 配偶者暴力相談支援センターは年度、警察は暦年で集計

県関係機関における相談件数の推移



市町における相談件数の推移



第4期計画における主な取組状況及び課題

目標	数値（成果）目標			これまでの主な取組状況	課題
	項目	目標値	R5 未見込		
目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進	DV防止出前講座	10回/年	4回/年	<ul style="list-style-type: none"> 民間支援団体によるDV防止出前講座・デートDV防止講座等の開催 県立男女共同参画センターにおけるセミナー開催、広報活動の実施 女性に対する暴力をなくす運動キャンペーンの実施（毎年11月） DV防止啓発パンフレット等を活用した校内研修等の実施 公立学校管理職・担当教員等向け人権教育研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> インターネットやSNS等を活用した周知が不十分 若年層向けの広報やDV教育充実に向けた実効性のある方策等が必要
	大学等での若年者向けDV啓発	20校/年	10校/年		
目標2 市町のDV対策の促進	庁内DV対策に係る連携体制の整備	全市町	25市町	<ul style="list-style-type: none"> 市町における庁内DV対策に係る連携体制の整備に向けた支援【新たに7市町で整備（18市町→25市町）】 市町基本計画に基づく取組状況への適切な助言 市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化【新たに1市で開設（16市町→17市町）】 市町DV相談担当課長・係長会議の開催（毎年1回） 	<ul style="list-style-type: none"> 全市町において、庁内関係部署の連携強化、関係職員のスキルアップ等への取組が必要 市町配偶者暴力相談支援センター未設置の24市町への設置に向けた支援が必要 10市が婦人相談員（困難女性支援法施行後：女性相談支援員）を未配置、困難女性支援法施行後、町も配置が努力義務化
	配偶者暴力相談支援センターの設置	30市町	17市町		
	婦人相談員の設置	29市（全市）	19市		
目標3 相談体制の充実	市町へのスーパーバイズ講習	15回/年	4回/年	<ul style="list-style-type: none"> スーパーバイズ等による相談員の対応力向上、心のケアの実施 外国人被害者向けリーフレットの改定、点字版リーフレットの作成 市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センター、DV所管課が参画（41市町） 県警における「110番通報登録制度」の実施（H16～） 県立女性家庭センター運営委員会の開催、入所者意見箱の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 相談機能の充実、市町配偶者暴力相談支援センター等相談員の被害者支援対応スキルの向上 若年層を念頭にSNS等での相談実施の検討 外国人等配慮の必要な者への支援や、一時保護した同伴児童への心理的ケアや学習支援等の充実
	要保護児童対策地域協議会への参画	全市町	全市町		

第4期計画における主な取組状況及び課題

目標	数値（成果）目標			これまでの主な取組状況	課題
	項目	目標値	R5 未見込		
目標4 緊急時の安全確保	緊急一時保護委託施設	40か所	29か所	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員活動実務の手引きの活用、医療関係者向け冊子の作成 ・一時保護所の運営、入所者への支援（カウンセリング、学習支援等） ・民間シェルター家賃補助の実施 ・警察における生活安全部と刑事部の連携強化による加害者の事件化及び被害者等の保護対策（一時避難場所の施設の使用に係る費用の補助、携帯型緊急通報装置の貸与等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、医療関係者等、引き続き関係機関等への周知徹底 ・被害者の避難場所が加害者に特定されないよう、複数の避難先を確保
	民間シェルターの活動支援	6か所	1か所		
目標5 自立支援の推進	就職支援を受けたDV被害者の就職率	100%	100%	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所における生活支援、カウンセリングの実施 ・民間支援団体による地域生活への定着、自立に対する支援の実施 ・ステップハウスの運営（3戸設置） ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進等 ・婦人保護施設へのDV被害者の入所委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅における優先入居制度の促進、適切な住宅情報の提供及び今後の支援のあり方の検討等 ・都市部のみでなく、遠方の要支援者への対応 ・退所後の自立に取り組むDV被害者等への相談環境の整備や、施設等が行う切れ目のない継続した退所後支援
	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、DV被害者等）向け賃貸住宅の登録数	7千戸（最終年：R7）	県内で27,309戸（R4末時点）		
目標6 専門人材の育成と関係機関との連携強化等	DV被害支援者向け研修	15回/年	4回/年	<ul style="list-style-type: none"> ・民間支援団体によるDV被害者支援ボランティア養成講座の開催 ・県立女性家庭センターによるDV被害支援者研修、相談員等研修、出張相談等の実施 ・ひょうごDV被害者支援連絡会との意見交換の実施 ・ひょうごDV防止ネットワーク会議の開催（全県・9健康福祉事務所） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等から構成されるDV防止及び被害者の保護に関する協議会の法定化 ・民間支援団体等、被害者支援に携わる人材の不足への対応
	市町へのスーパーバイズ講習【再掲】	15回/年	4回/年		

第5期計画における計画体系及び数値目標

目標	今後の主な施策内容	数値(成果)目標	
		項目	目標値
目標1 DV防止に向けた啓発・教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネットやSNS等を活用したDV防止に向けた広報の充実 ○(拡)デートDV講座の拡充など、若年層向け啓発の促進 ○DV防止、人権、男女共同等に関する教育の推進 ○(新)改正DV防止法施行に関する周知(保護命令制度の拡大) ※法務局・裁判所、市町と連携 	DV防止出前講座	10回/年
		学生(大学・専門学校・高校等)向け啓発	35校/年
目標2 市町のDV対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○市町における庁内DV対策に係る連携体制の整備に向けた支援 ○DV関係課室職員の被害者支援対応スキルの向上 ※DV相談アドバイザー等による、DV関係部署における対応困難事例に対する技術的助言や、市町職員向け研修等を実施 ○市町基本計画に基づく取組状況への適切な助言 ○市町配偶者暴力相談支援センターの設置促進に向けた取組の強化 	庁内DV対策に係る連携体制の整備	全市町
		配偶者暴力相談支援センターの設置市町	全市町
		女性相談支援員の設置	全市町
目標3 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○(新)SNS等を活用した相談体制の構築 ○(新)困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築 ○県立女性家庭センターによる市町DV相談窓口への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識や技術等を必要とする事案への助言 ・スーパーバイズ等による相談員の対応力向上、心のケアの実施 ○県立男女共同参画センター、こども家庭センター(児童相談所)等との連携強化 ○外国人、高齢者、障害者に対する支援施策を活用した適切な支援 	市町へのスーパーバイズ	50件/年
		女性相談支援員の設置【再掲】	全市町

第5期計画における計画体系及び数値目標

目標	今後の主な施策内容	数値(成果)目標	
		項目	目標値
目標4 緊急時の安全確保	○民生委員・児童委員、医療関係者等に対するDV被害情報の通報等の周知徹底 ○県立女性家庭センターと市町相談員の適切な連携による一時保護の実施 ○民間シェルターへの活動支援、新規シェルター開設支援 ○関係機関等における被害者情報の適切な管理に関する研修等を活用した周知の徹底	緊急一時保護委託施設	40か所
		民間シェルターの活動支援	6か所
目標5 自立支援の推進	○(拡)県立女性家庭センター等による被害者・施設入所者等への医学的、心理的ケアの充実 ○弁護士による法律相談 ○(拡)同伴児童に対する支援の充実 ○公共職業能力開発施設における職業訓練の実施 ○県立男女共同参画センターにおける再就業等の支援 ○母子・父子自立支援員等の対応力向上による就労支援の充実 ○施設退所者等自立に取り組む被害者が孤立しないよう継続した支援の実施	県立女性家庭センターにおける法律相談	150件/年
		医学相談	30件/年
		自立に向けた支援	80人/年
		セーフティネット住宅の供給目標	3万戸 (R12年度)
目標6 関係機関・民間団体との連携強化(改正)	○(新)「関係機関等から構成されるDV防止及び被害者の保護に関する市町協議会」の設置推進 ○民間支援団体等との定期的な意見交換などによる連携の強化	市町協議会の設置	全市町
目標7 専門人材の育成等、変化する社会への対応(改正)	○県立女性家庭センターの相談・一時保護機能及び市町支援体制の強化 ○県立女性家庭センターに「DV相談アドバイザー」を配置し、施策推進体制を強化 ○研修内容の充実等によるDV被害者支援に携わる相談員等の専門性・資質の向上 ※(拡)改正DV防止法施行(保護命令制度の拡大)への対応 ○社会情勢の変化や、外国人・性的マイノリティ等、被害者の多様性等に伴う新たな課題への適切な対応	DV被害者支援者向け研修:	15回/年
		市町へのスーパーバイズ	50件/年